

困ったら



# 新型コロナ



# 救済・支援制度の利用を

新型コロナに関する救済・支援制度があります。仕事や生活がきびしくなったら遠慮せず活用しましょう。下の一覧表を見て一度相談先に連絡してみてください。2月19日及び4月23日には「全国一斉コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るなんでも相談会」を行います。お気軽にお電話下さい。

## 新型コロナウイルスに関する支援制度

※ 1月21日段階での情報をまとめたものです。

状況	制度	おもな内容	相談先
 会社から命令されて仕事を休んでいる	賃金全額支払い義務 雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社都合の休業は賃金全額支払いの義務あり。少なくとも平均賃金の6割以上の手当を払わなければ労基法違反</li> <li>●国は雇用を守る企業に休業手当の最大10割を助成</li> </ul>	労働基準監督署および 愛知労働局 あいち雇用助成室
 会社から命令されて仕事を休んでいる(中小事業主)	休業支援金・給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業前の8割(日額上限11,000円)を休業の実績に応じて支給。本人申請、事業主の負担はない。学生バイトも対象</li> </ul>	コールセンター ☎ 0120-221-276
 休校や休園による子どもの世話で働けない	小学校休業等 対応助成金・支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与付きの特別休暇を与えた企業に1人あたり最大1日1万5,000円まで助成</li> <li>●一定条件を満たすフリーランス(個人事業主)には最大1日7,500円支給</li> </ul>	小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター ☎ 0120-60-3999
 業務や通勤で感染し休業	労災保険 休業補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね平均賃金の8割を補償</li> </ul>	労働基準監督署か 労災保険相談ダイヤル ☎ 0570-006031
 業務外で感染し休業	健康保険 傷病手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね平均賃金の3分の2を補償</li> </ul>	協会けんぽ または 健康保険組合、市区町村役場
 解雇や雇い止めなどで失業	雇用保険の 失業給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給付額は、年齢や平均賃金に応じる。離職前賃金の45～80%程度給付</li> </ul>	ハローワーク
 生活費が足りない	緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業者向け。無利子で最大20万円借りられる。返済期限は最長3年以内</li> </ul>	市区町村の社会福祉協議会 コールセンター ☎ 0120-46-1999
	総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●失業者向け。単身世帯は45万円、2人以上世帯は60万円を無利子で借りられる</li> </ul>	
 家賃が払えない	住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住まいを失った人や失いそうな人向け。原則3ヵ月分最大9ヵ月分の家賃相当額を受け取れる</li> </ul>	市区町村役場 コールセンター ☎ 0120-23-5572
 税金などが払えない	支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税は原則1年支払い猶予。国民健康保険料、電気・ガス・水道料金も猶予あり</li> </ul>	税務署、役場、年金事務所、 電力・ガス会社、水道局
 困ったときは遠慮せずに申請を!	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自助努力をしても基準以下の収入しかない場合、生活費や住居費などのお金を受け取れる。窓口で「申請します」と伝えます</li> </ul>	市区町村役場の 福祉事務所